

## 第15回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月26日(水) 午後13時30分から14時07分
2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室
3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広			
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊	勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原	英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	齊藤	誠
	8番	大原	睦生	9番	石井	和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木	孝一
	12番	菊地	匡			

4. 欠席委員(0人)  
委員

### 5. 議事日程

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
報告第3号	農地所有適格法人の要件確認について
報告第4号	平成30年度玉葱作況調査収量について
報告第5号	平成30年度水稻作況調査収量について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	現況証明願について
議案第5号	平成30年度果樹作況調査について
議案第6号	平成30年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査(一斉)の実地について

その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	小林	哲也
事務局主幹	安武	浩美
事務局事務係主事	高橋	宏輔

7. 会議の概要

事務局 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第 15 回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

それでは慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。

本日の議事録署名委員は4番 前谷篤委員と、5番 菅原英雄委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」ご説明いたします。

貸主

借主

土地の表示

	田	田	298 m <sup>2</sup>
	田	田	4,764 m <sup>2</sup>
	田	田	838 m <sup>2</sup>
	合計3筆		5,900 m <sup>2</sup>

契約の内容 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく使用貸借

契約期間 平成30年4月25日から平成30年11月30日まで

合意解約が成立した日 平成30年9月14日

土地の引渡し時期 平成30年9月14日

この度、貸主と借主との間で合意解約が成立したとの報告があったもので、既に専決処分としています。

なお、今後の農地の利用につきましては、当事者間ですでに確認されていること、後段、農用地利用集積計画売買に伴う解約であることを申し上げご報告いたします。

会長 この件につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、この件については専決処分を含め承認いたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 報告第2号「農業者年金に関する申請について」、次のとおり手続きが終了し処分したものをご説明し報告します。

1. 農業者年金死亡関係届出  
死亡年月日及び氏名（生年月日）

届出者住所氏名

2. 農業者年金死亡関係届出  
死亡年月日及び氏名（生年月日）

届出者住所氏名

3. 農業者年金死亡関係届出  
死亡年月日及び氏名（生年月日）

届出者住所氏名

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告いたします。

会長 ただいまの報告につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、この件について専決処分を含め承認いたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 報告第3号について報告します。農地法第6条第1項により報告のありました[REDACTED]につきまして別添1～2までの農地所有適格法人要件確認書にあるとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全てを満たしていることを確認いたしております。以上、ご報告いたします。

会長 この件につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、この件について報告のとおり承認することといたします。続きまして、報告第4号「平成30年度玉葱作況調査収量について」を、議題とします。事務局説明願います。

事務局 報告第4号「平成30年度玉葱作況調査収量について」を次のとおり報告いたします。

（議案に基づき内容を説明）

会長 ただいまの報告についてご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですが、報告どおり承認してよろしいですか、お伺いいたします。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

続きまして、報告第5号「平成30年度水稻作況調査収量について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 報告第5号「平成30年度水稻作況調査収量について」を次のとおり報告いたします。

（議案に基づき内容を説明）

会長 ただいまの報告について質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですが、報告どおり承認してよろしいですか、お伺いいたします。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

続いて、議案に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明願います。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。

出し手（貸主）

受け手（借主）

受け手の経営面積 田 169,657.04 m<sup>2</sup> 畑 15,748.07 m<sup>2</sup> 計 185,423.11 m<sup>2</sup>

受け手の労働力 3名

土地の表示

	田	田	1,866 m <sup>2</sup>
	田	畑	122 m <sup>2</sup>
	田	田	876 m <sup>2</sup>
	田	田	2,016 m <sup>2</sup>
	畑	田	991 m <sup>2</sup>
	田	田	258 m <sup>2</sup>
	田	田	1,082 m <sup>2</sup>
	田	田	2,039 m <sup>2</sup>
			9,250 m <sup>2</sup>
	合計8筆		

法律関係 使用貸借

貸主の申請理由は「一時転用し、砂利採取が完了したことから返還を受けていた当該申請地を、経営移譲年金受給中につき、経営移譲を受けている■■■■■に使用貸借をしたい。」。借主の理由は「上記理由により、当該申請地を貸主である父から使用貸借し、安定した農業経営を行いたいと考えます。」とのことで、作付け作物は水稻としているところでございます。

申請地は、一時転用し砂利採取が完了した■■■■■の所有農地でありまして、農振農用地区域内、都市計画区域外の農地であります。経営移譲年金受給中であり、所定の手続きのもと農業者年金基金の届出を行っていたものであります。

なお、地区担当の委員さんには8月20日に現地を確認していただいています。

農地法第3条の判定要件についてでございますが

第2項第1号の「全部効率利用要件」は農機具の保有状況（リース）からみて、許可申請に係る農地のすべてについて、効率的な耕作が可能と考えられます。

第2号、第3号の「農地所有適格法人要件」は個人ですので、該当いたしません。

第4号の「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が250日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

第5号の「下限面積要件」は、本申請取得後の経営面積合計は18haと、当市区域に定められた1.5haに達しています。

第6号の「転貸の禁止」については、砂利採取のための一時転用であること、水稻を作付予定としていることから問題がないものと考えます。

また第7号の「地域との調和要件」については、砂利採取のための一時転用であり、■■■■■所有の農地を使用貸借するということから問題がないものと

考えます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

参考に、第1号図を添付してございますのでご参照の上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借案件の説明がありましたが、質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、本件について許可相当であるとして承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件について許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。

土地所有者（譲渡人）

転用計画者（譲受人）

土地の表示

合計1筆

畑 畑 396 m<sup>2</sup>

396 m<sup>2</sup>

農地の区分 第3種農地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的 住宅1棟・駐車・庭園スペース

転用事由の詳細 譲渡人は「当該申請地を相続により取得したが、農業後継者ではない上に遠隔地に住んでおり、維持管理の負担を少なくするため、今回、住宅用地として買い受けの申し入れがあった譲受人に売却したい。」、譲受人は「現在、借家に住んでいるが、子供の成長に従い手狭で何かと使い勝手が悪いので、本件申請地を取得して自己建物を新築したい」とのことです。

期間 転用許可後～永年

資金計画 事業費 [ ] に対し、自己資金と借入金（売買案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添3（議案第2号1番関係）の1ページから4ページまでのとおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

なお、参考に第2号図を添付してありますのでご参照願います。よろしくご審議願います。

会長 議案第2号について、説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 意見等がないようなので、本件については、許可相当であるとし承認してよろしいか、お伺いいたします。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については、許可相当であると意見書を付し、進達いたします。

会長 続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画の決定について」をご説明し審議を求めます。

計画番号 平成30年度所第3号

公告予定年月日 平成30年9月26日

申出者

出し手（譲渡人）

受け手（譲受人）

所有権を移転する農用地及び内容

所在

田	田	298 m <sup>2</sup>
田	田	10,702 m <sup>2</sup>
田	田	236 m <sup>2</sup>
田	田	838 m <sup>2</sup>
宅地	畑	578.51 m <sup>2</sup>
合計5筆		12,652.51 m <sup>2</sup>

総額

対価の支払方法と期限 平成30年11月30日までに、譲渡人名義の指定口座  
に振り込むものとする。

所有権の移転時期 平成30年9月26日

引渡し時期 対価の支払日

当事者間の法律関係 売買

本案件は、本年4月に売買を前提とした使用貸借を設定し、この度出し手と  
受け手との諸条件が整ったことから本件の申出となったものです。本案件は、  
砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、売買による所有権移転に備えるべ  
き要件を満たしており、「農地所有適格法人の要件」は、先ほどご確認をいた  
だいております。「地域との調和要件」については、現在まで賃貸借、使用貸  
借していた隣接地を含めての売買となること、現在耕作中につき問題はないと  
考えます。また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に  
係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、水稻の作付をされていま  
す。「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が法人であり550日と、  
原則150日以上従事日数を上回っていることから問題はありません。「関  
係権利者からの同意」については、XXXXXXXXXXの所有農地につき問題はございませ  
んのので、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし  
ていると考えます。

なお、第3号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますよ  
うお願いいたします。

会長  
全員  
会長

この件につきまして、質疑ございませんか。

なし。

それでは、ただいまの議案第3号の計画につきまして、決定してよろしいか  
伺います。

全員  
会長

異議なし。

異議なしと認め、議案第3号の計画を決定することといたします。

続きまして、議案第4号「現況証明願について」を議題といたします。事務局  
より説明願います。

事務局

議案第4号「現況証明願について」、次のとおり申請がありましたので、説  
明し審議を求めます。

土地の所有者

土地の表示 [redacted] 畑 1,540 m<sup>2</sup>  
合計 1 筆 1,540 m<sup>2</sup>

申請目的 地目変更登記のため  
調査の有無 平成 30 年 8 月 27 日現地確認

本案件の申請地は [redacted] より [redacted] 相続により所有権が移転されました。住宅、倉庫が建設されています。隣接している農地が近隣者へ売却されたことに伴い、将来的には住宅、倉庫が売買される予定であることから、この度、地目変更登記し整理したいとの意向です。以上のことから申請地は農地・採草放牧地以外と認められるかと存じます。

参考に第 4 号図を添付していますのでご参照のうえ、よろしくご審議を願います。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

ただいまの件につきまして、質疑ございませんか。

なし。

それでは、この件につきまして、証明してよろしいか伺います。

異議なし。

異議なしと認め、議案第 4 号について申請どおり証明いたします。

それでは、続きまして、議案第 5 号「平成 30 年度果樹作況調査について」事務局説明願います。

事務局

それでは、議案第 5 号「平成 30 年度果樹作況調査について」、ご説明し審議を求めます。

まず、調査期日ですが、来月の農業委員会定例総会終了後とし、調査地については昨年同様に関尾会長の農園とさせていただきたいと思えます。

調査実施の提案理由については、本年度も品質生産収量を調査し、砂川市の果樹生産振興の基礎資料にしたいと考えていますので、趣旨をご理解の上ご審議賜りますようお願いいたします。

なお、この後、改めて次回総会日時を確認することになりますが、本年も協議会におきまして契約しています三谷果樹園のリンゴの収穫ですが、今年の生育は順調に進んでいるということで、ジョナゴールドは 10 月 25 日からの収穫が望ましいとの連絡を受けているところです。いずれにしましても総会終了後に実施できれば、できなければ協議会の役員の皆様に収穫をお願いする形でご提案いたしますので、よろしくご協議の程お願いいたします。

以上でございます。

会長

ただいま、議案第 5 号「平成 30 年度果樹作況調査について」、説明がありましたらご質問等ございませんか。

全員  
会長

なし。

特にご質問、ご意見がないようですので、本件について、例年どおり実施することよろしいか伺います。

全員  
会長

異議なし。

異議なしと認め、果樹作況調査については実施することと決定いたします。日程につきましては、次回 10 月の農業委員会総会終了後とさせていただきます。続きまして、議案第 6 号「農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査（一斉）について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

議案第 6 号「農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査（一斉）について」ご説明し審議を求めます。

まず、農地利用状況調査に関しては、平成 21 年度までは「農地パトロール」

として実施していたところですが、平成21年の農地法の改正により平成22年度からは「農地利用状況調査」として農業委員会での実施が規定され、当委員会の年間事業計画でも実施について計画しているところです。

また、平成26年4月の農地法の改正により、農業委員会が再生困難と判定した農地について、総会に諮り、農地・非農地の判断を行うこととなりました。このように非農地の判断手続きは簡素化されたとはいえ、判断自体はこれまで同様厳格に行う必要がありますが、一昨年は[ ]の農地の非農地化、昨年は[ ]の相続放棄された農地につきましても、非農地化の判断をしたところであります。

本年度においても、昨年調査しました[ ]の所有農地について、非農地化の判断が必要であり、再調査となります。

いずれにしましてもこの度の「農地利用状況調査」の実施に当たっては「農地パトロール」「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の趣旨を含めた実施させていただくところです。

地区において、遊休農地として散見されるようなところがありましたなら、そこについても調査をいたしたいと思っておりますので、情報をいただければと存じます。

なお、調査範囲は市内一円としご提案させていただきますが、日程については同日に「管内研修視察」も計画していることから、こちらもご配慮いただきながらご協議賜りたく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、管内視察先につきましては、先の総会でお話をいたしましたとおり、滝川市にあります「株式会社夕張ツムラ」が経営しています「滝川農場」と「江部乙ハウス」の2か所が視察可能となり、こちらにさせていただきます。漢方薬の「芍薬（しゃくやく）」の圃場と、乾燥施設を見学いたします。なお、視察先との調整もあり、日程につきましては、10月16日（火曜日）とさせていただきます。

以上よろしくお願いいたします。

会長 　　ただいま、議案第6号農地利用状況調査の実施について事務局より説明がありました。ご意見、ご質問等ございませんか。

全員 　　なし。

会長 　　ご質問、ご意見がないようですので、本件については農地法に基づき、また当委員会の実施計画にもあることから、実施することで認めてもよろしいですか。

全員 　　異議なし。

会長 　　それでは、異議なしと認め、農地利用状況調査の一斉調査については実施することと決定しまして、日程についてですが、年間事業計画では10月中旬としていましたが、10月16日（火曜日）としてよろしいですか。

全員 　　異議なし。

会長 　　異議なし、とのことでございますので、日程については、平成30年10月16日（火）と決定し、午前9時市役所集合・出発といたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員 　　なし。

会長 　　特にないようですので、続いて、その他に入ります、まず、福士事務局長よりお願いします。

事務局長 ①議会関連等報告（事務局長）

事務局 ②農地法第5条転用事業の完了について



- ・許可年月日 平成30年3月23日
- ・指令番号 空農務5-41号
- ・転用目的 砂利採取(耕地改良)
- ・農地所有者 [REDACTED]
- ・転用計画者 [REDACTED]
- ・所在地番 [REDACTED] 外7筆
- ・総面積 農地9,250㎡ その他0㎡ 計9,250㎡
- ・完了年月日 平成30年8月10日
- ・届出年月日 平成30年8月17日
- ・確認 平成30年8月20日(事務局・高橋宏吉委員)

事務局

- ③管内研修視察について
  - ・日程 農地利用状況調査時
  - ・視察先 株式会社ツムラ 滝川農場・江部乙ハウス(滝川市)

事務局

- ④平成30年度 地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会
  - ・開催日 平成30年11月16日(金) 13:30~16:00
  - ・会場 プラザホテル板倉(深川市)
  - ・出席者 委員各位、事務局

事務局

- ⑤農業委員会ボウリング大会の参加要請について
  - ・開催日 平成30年11月26日(月) 18:00~
  - ・会場 オリエンタルボウル
  - ・締切 11月16日(金)

事務局

- ⑥農業委員会だより(秋号)の配布について
  - ・10月中旬発行 委員各位による配布、農業者年金加入促進活動

事務局

- ⑦2019 農業委員会手帳の購入申し込み
  - ・1冊=617円(税込)+送料実費 個人引き取り

事務局

- ⑧リンゴの木オーナーの収穫期について
  - ・収穫適期 10月25日から11月3日
  - ・日程 果樹作況調査後予定

事務局

- ⑨市長に対して意見の申出について
  - ・検討委員 会長、職務代理者、議席番号6~9番の委員
  - ・検討委員会 11月中旬までに(総会前及び臨時開催)
  - ・提出時期 11月総会にて決定し、総会日予定

会長

- ・次回開催日 平成30年10月25日(木) 午後1時30分
- ・11月総会開催日 平成30年11月26日(月) 午後1時30分  
ボウリング大会 午後6時

これですべての審議が終わりました。以上で第15回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員